

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第2回)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	岡崎市 232025
地域名 (地域内農業集落名)	下山 桃久保、保久上、保久中、保久下、富尾、外山、一色、中伊、中伊西

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	63 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	61 ha
② 田の面積	50 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	18 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	24 ha
(参考) 区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	40 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	20 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、地域の大半が森林で形成され谷筋に沿って農地が点在するため、平野部と比較して小規模区画の農地が多い。主として、地域特有の気温差や恵まれた環境を活かして水稲の「ミネアサヒ」が栽培されているが、鳥獣による被害で営農条件が急速に悪化したため、耕作放棄された農地も多く、営農条件の改善が課題である。また遊休農地で今後改善が難しい農地について、多様な活用策を検討する必要がある。さらに高齢化により農業従事者は減少傾向にあり、担い手も高齢化や後継者不足などの課題もある。近年、農業者組織と自治会組織等とが連携して農用地保全や集落維持のため、農村RMOの形成が進められている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・引き続き耕作に取り組む農地のほか、有機農業への転換、高収益作物の導入や、体験農園への活用など、利用の多様化を図りながら、農用地保全を図る。
- ・鳥獣害対策を強化し、安心して農業ができる環境作りに努めるとともに、中山間地域の特色を活かした農林水産物の差別化・ブランド化、体験農園や6次産業化を推進し、地域の活性化を図るとともに、都市部からの移住促進や、農のあるライフスタイルを推進することで、新たな担い手を確保する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	26.1	%	将来の目標とする集積率 31.7 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
耕作者ごとに農地をまとめて、同一耕作者が耕作する農用地の団地数の減少させ、その団地面積の拡大を進める。			



5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。  
 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。  
 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

